平成２１年（フ）第３５７７号
札幌市東区東雁来９条１丁目６番２号　プレトリアB102
債務者　山下　忠男
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７５７号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番５―26号
債務者　大井　麻美（旧姓下谷内）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７６０号
札幌市手稲区曙２条１丁目４番30号
債務者　西本　健司
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８６号
札幌市北区新琴似４条１丁目１番14号　ウインドローズ203号
債務者　工藤　理恵
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８４７号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目８番17号　メゾンベルファム106号
債務者　岸　　杏紗
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８７６号
札幌市白石区菊水元町９条１丁目３番18号　グレイススクエア菊水元町一号館202号
債務者　黒田　英二
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９０４号
札幌市西区福井８丁目18番10号
債務者　梅原　達哉
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１８号
札幌市白石区菊水９条３丁目２番８号　黒森ビル201号
債務者　進藤　徳子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１９号
札幌市中央区南10条西13丁目２番36―102号
債務者　家田　澄子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９４９号
札幌市手稲区富丘３条４丁目９番１―106号
債務者　大野　柾義
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９５４号
札幌市東区北21条東18丁目４番28―202号
債務者　渡邉　秀樹
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９７４号
札幌市西区西野１条４丁目３番８号　芦田方
債務者　小野寺あや子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９８０号
札幌市南区澄川１条３丁目２番３号　メゾン伊達202号
債務者　吉原　　鈴（旧姓菅林）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０２１号
札幌市北区新琴似７条８丁目１番１号
債務者　三川　弥生
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３２号
神奈川県横須賀市吉倉町１丁目105番地　湘南アフタケア協会
債務者　堀内正一郎
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１１３号
新潟県三条市西大崎２丁目18番16号
債務者　杉原　良江
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１１５号
新潟県三条市柳沢1313番地76
債務者　小浦方美恵子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
新潟地方裁判所三条支部